

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年7月19日 08時00分ごろ
発生場所	高知県室戸市室戸岬南東方沖 室戸岬灯台から真方位142° 60.3海里付近 (概位 北緯32° 27.4′ 東経134° 55.0′)
事故の概要	漁船奈々絵丸は、魚倉の漁獲物の移替え作業中、甲板員が負傷した。
事故調査の経過	令和5年8月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 奈々絵丸、14トン ON2-0736（漁船登録番号）、個人所有 第282-17316号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 甲板員A（インドネシア共和国籍）
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	漁獲物吊り具の滑車取付部破断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、まぐろはえ縄漁を終え、水揚げの目的で和歌山県那智勝浦町勝浦港に向けて帰航していた。</p> <p>船長は、自動操舵装置を航法モード（設定した目的地に向けて針路の補正を行う機能）とし、甲板員A及び別の甲板員（以下「甲板員B」という。）と共に「前部甲板に設置された前方の魚倉」（以下「前方魚倉」という。）内の大型漁獲物1匹を「同甲板に設置された後方の魚倉3個のうち中央の魚倉」（以下「後方魚倉」という。）へ移し替えることにした。（写真1参照）</p>
	
	写真1 前方魚倉及び後方魚倉

船長は、魚倉の上方に張られた鎖に漁獲物吊り具の滑車（以下「本件滑車」という。）を取り付け、甲板員Aは、前方魚倉と後方魚倉との間に立ち、本件滑車に通されたロープの一端の吊り上げ用フックを前方魚倉内の大型漁獲物に掛けた。（写真2参照）

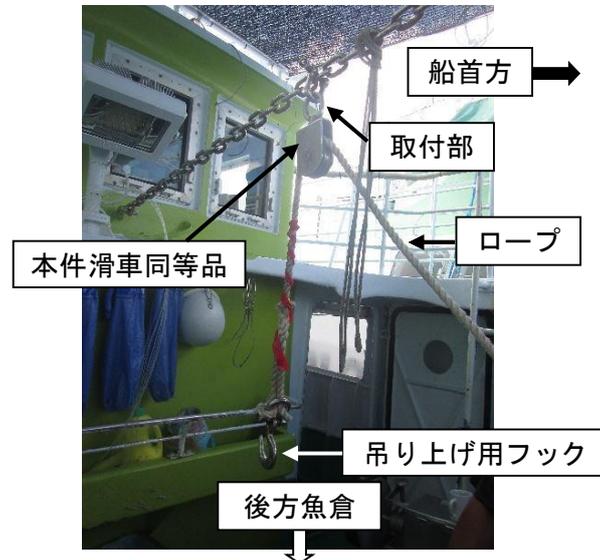


写真2 本件滑車同等品及び吊り上げ用フック（再現）

甲板員Bは、船首部のウインチでロープを巻き取りながら大型漁獲物を吊り上げていたところ、本件滑車の取付部が破断し、本件滑車が勢いよく落下して甲板員Aの後頭部に当たった。（写真3参照）

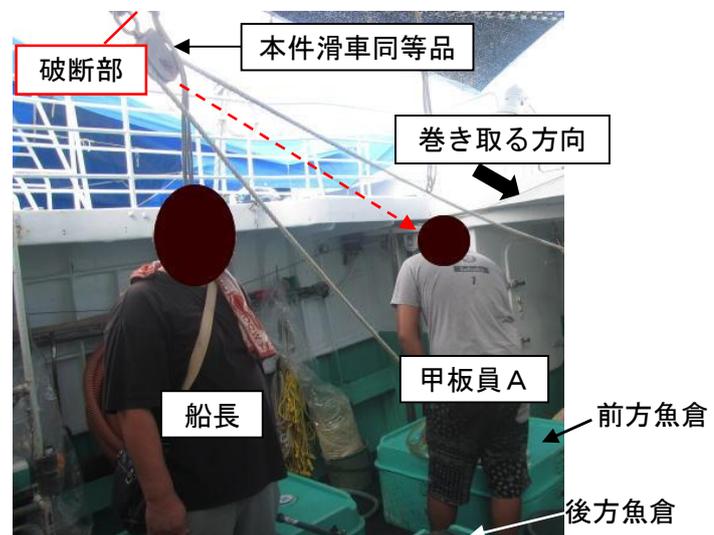


写真3 本事故当時の状況（再現）

船長は、漁業無線局に本事故の発生を通報し、甲板員Aは、帰港後、病院を受診したところ、頭部裂創と診断された。

船長は、本船を約7年前に知人から譲り受けたが、本件滑車がいつから使用されていたのか分からなかった。

船長は、本件滑車を年に数回程度使用しており、本件滑車が経年劣

	<p>化により腐食していることを認めていたが、これまで大型漁獲物を吊り上げることができていたので、本事故当時も本件滑車を使用していた。</p> <p>甲板員Aは、本事故当時、ヘルメットを着用していなかった。</p>
分析	<p>本船は、前方魚倉内の大型漁獲物を後方魚倉に移し替える作業中、船長、甲板員A及び甲板員Bが、魚倉の上方に張られた鎖に取り付けた本件滑車に通されたロープを船首部のウインチで巻き取りながら大型漁獲物を吊り上げていた際、本件滑車の取付部が破断したことから、前方魚倉と後方魚倉との間に立っていた甲板員Aの後頭部に本件滑車が落下して当たり、甲板員Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>本件滑車は、経年劣化により腐食が生じていた状態で使用されていたことから、大型漁獲物を吊り上げていた際に取付部が破断したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件滑車が経年劣化により腐食していることを認めていたが、これまで大型漁獲物を吊り上げることができていたことから、本件滑車を使用していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、前方魚倉内の大型漁獲物を後方魚倉に移し替える作業中、船長、甲板員A及び甲板員Bが、魚倉の上方に張られた鎖に取り付けた本件滑車に通されたロープを船首部のウインチで巻き取りながら大型漁獲物を吊り上げていた際、本件滑車の取付部が破断したため、前方魚倉と後方魚倉との間に立っていた甲板員Aの後頭部に本件滑車が落下して当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、滑車等を使用して漁獲物の移動作業を行う場合、経年劣化による腐食などが認められる滑車等の使用を避け、早めに、補修または新替えして使用すること。 ・ 船長は、重量物を吊り上げ又は吊り下げる作業を実施する場合は、作業装置の損傷等に備え、作業に当たる乗組員にヘルメットを着用させること。